

令和7年度定期監査等改善措置状況

課等名	監査の結果	講じた措置の内容
環境産業部 商工労働課	<p>【定期監査】</p> <p>(5) 予算の執行状況等について</p> <p>滞納者に対し所定の期限までに督促状を発していない事例や支払事務の遅れ等の事務ミスが見受けられた。適正な事務手続を執行する体制を整備されたい。</p> <p>また、相手方が特定される契約において、契約手法や契約金額の決定過程に改善が望ましい事例が見受けられた。契約手法の選択や契約金額の決定に当たっては、経済性、透明性等の観点から十分に検討するよう努められたい。</p>	<p>滞納者への対応について、支払い期日等滞納管理の徹底と能代市諸収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例に基づき督促状の発出を最優先に行い、状況に応じて電話等で納付を催促することとした。</p> <p>支払い遅延への対応策として、課内で支出事務に係る事務フロー等の確認を行い、徹底することを再確認した。支出に係る一義的な責任者を各係室長と定め、支出手続きに疑義が生じた場合は即座に報告及び相談を係員に義務付けることとした。</p> <p>契約手法等の改善については、係内で契約事務に係る手続きや関係規則等について各係員の確認を義務付けるとともに、業務ごとに適切な契約手法及びその理由について整理し課内で共有を図った。</p>